

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部  
関西地区社労士 山田

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

## ☞ 過重労働のリスクと労働者の疲労の蓄積度のチェックについて

### ◇過重労働のリスクについて

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因と考えられており、さらに、脳疾患や心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。働くことにより、労働者が健康を損なうようなことがあっては、労働者にとって不幸であることはもちろんのこと、企業にとっても安全配慮義務を怠ったとして、民法の不法行為責任（709条）、使用者責任（715条）、債務不履行（415条）などの損害賠償が発生するリスクがあります。

昨今、メンタル不調を訴える方が多くなっている点も加味して、企業として労働者に対する健康面への配慮を考える必要があります。

併せて、貴社の「体調不良に伴う休職規程」なども、現状で多くみられる疾患（メンタル不調）に対応できているか、確認してみることをお勧めいたします。

### ◇疲労自己診断チェックリスト

企業の制度体制として、労働時間の短縮を図ったり、医師の面談指導を行うといった過重労働対策を整えるとともに、労働者側からの疲労度の確認を行うと、より過重労働対策の実効性が増すでしょう。また、疲労度は労働者自身が自覚する以上に蓄積していることがありますので、労働者の主観に寄らない客観的な指標による確認が望まれます。厚生労働省では、過重労働による健康障害を防止するために「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を公開していますので、会社での労働者の疲労度を把握するきっかけとして利用してみるのも良いかもしれません。

なお、判定結果と、疲労の蓄積による現実の健康障害（メンタル不調等）との関係については個人差もあることから、必要に応じて、産業医（※1）や地域産業保健センターの登録医（※2）等にご相談ください。

※1…50名以上の従業員のいる会社では、産業医を選任し労働基準監督署へ届け出る必要があります。

※2…無料で相談を受けることが可能です。

参照：このチェックリストはインターネット上に公開されており、厚生労働省の[ホームページ](http://www.mhlw.go.jp)（<http://www.mhlw.go.jp>）や中央労働災害防止協会の[ホームページ](http://www.jisha.or.jp)（<http://www.jisha.or.jp>）及び<http://www.jaish.gr.jp>）からアクセスできます。

## 👉 マイナンバー法成立、平成28年1月から利用開始

国民一人一人に「マイナンバー」（以下「番号」という）を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報を1つの番号で管理する共通番号「マイナンバー」制度の関連法が、5月24日の参院本会議で可決、成立しました。平成28年1月から番号の利用がスタートします。27年秋ごろに市区町村が国民全員にマイナンバーが記載された「通知カード」を郵送し希望者には氏名、住所、顔写真などを記載したICチップ入りの「個人番号カード」が配られます。

行政機関は現在、国民の個人情報をばらばらに管理していましたが、マイナンバーで年金、医療、介護、税務などの情報を結びつけることにより、その結果、行政コストが削減できるほか、個人の所得状況や社会保障の受給実態を正確に把握しやすくなり、公平で効率的な社会保障給付につながりますし、「税逃れ」の防止にも役立ちます。

我々国民にとっても、年金などの社会保障給付の手続きや税金の確定申告で、住民票や納税証明書といった添付書類が不要になり、手続きが大幅に簡素化される見通しです。

ただ、自営業者が経費を過大請求して税金を過少申告するケースは従来の税務調査でしか分からないなど限界もありますし、個人情報漏洩（ろうえい）や番号の不正取得による悪用への懸念も消えません。

政府は情報の取扱いを監視する第三者委員会を設置し、漏洩に関わった職員に4年以下の懲役、または200万円以下の罰金を科します。法施行から3年後をめどに利用範囲の拡大も検討していきます。

### ◆給与計算、労働・社会保険に与える影響

給与計算、手続実務は、どのように変わのでしょうか？ まず、番号は各人に対して居住する市町村から通知されます。施行に伴い各種申請書等の記載欄に記載し、支払調書等提出することとなります。なお、企業経営者個人の番号と法人に割り当てられる番号を紐付けすることにより、課税強化がなされることを心配する声がありますが、このような取扱いは法律で禁じられているため、個人の番号と法人の番号が紐付けされることはありません。

労働・社会保険の手続きにおいても申請等に番号を記載しますが、厚生労働省の資料（「マイナンバー法案に係る厚生労働省関係の業務について」）によれば、傷病手当金支給申請者の所得確認や労災年金支給申請者の他給付の受給状況の確認、未支給となっている失業給付や年金給付に関する手続き、国民年金保険料の免除申請等、様々な分野での利用が見込まれるだけでなく、添付書類の省略等も予定されています。

※マイナンバー法、便利なことばかりでは無さそうです。今後も注意深く見守っていきましょう。



### 富士山 世界の宝に

6月22日富士山の世界文化遺産登録が決まり、構成資産から除外される可能性があった三保松原も登録決定うれしいですね。除外されそうだった三保松原が逆転登録にこぎつけられた裏には20分に及ぶ各国からの応援演説があったからで、各国に応援してもらえるように説得して回った日本の関係者の努力には頭が下がります（日本人も頑張ればできるんですね）。いつも遠くから見る富士山は綺麗で神々しく正に日本人の心の山です。しかし、喜んでばかりは入られません。現在、富士山の清掃活動（友人が参加）は広がりを見せ、確かにきれいになりつつありますが、現状のままでは世界遺産に登録されたことにより訪問客がさらに増加し、環境破壊、緊急対応などへの管理体制が追いつかないのではと心配です。まだ一度も富士山に登ってない自分としては、一度は登って見たいと思っていたのですが混雑、年齢、体力から諦めて富士山一周のバスツアーにでも参加しようかと考えていましたが、ところが先日のテレビで富士山下山？が面白いとの紹介では下山コースはほとんど知られていないので混雑も無く富士山を満喫できるそうです。このコースなら体力不足の方も参加出来そうです。